

お悔やみ手続きチェックシート

以下の内容に当てはまる方は各窓口で手続きをお願いします。
 それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き等がある場合もございます。各窓口でご確認ください。
 ※提出は不要です。

	担当課 (直通)	種別	以下の内容に 当てはまりますか？	☑	主な手続きの内容	必要なもの
1 階 本 庁 舎	住民課 72-8161	戸籍	ご家族や親族が亡くなった	<input type="checkbox"/>	・死亡の届出 (死亡の事実を知った日から7日以内) ・火葬許可申請 ●出張所で手続きできます	・死亡届の用紙 ・葬儀日程の用紙 (日程が決まっている場合)
		マイナンバー	マイナンバーカードを持っている	<input type="checkbox"/>	自動的に電子証明書が失効となりますので、手続きは必要ありません。	※相続等の手続きにおいて、死亡された方のマイナンバーが必要になることがあります。諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。
		印鑑	印鑑登録証を持っている	<input type="checkbox"/>	自動的に登録廃止となりますので、手続きは必要ありません。	印鑑登録証は返却もしくは破棄してください。
	健康課 72-8143	健康保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	・葬祭費の申請 ●出張所で手続きできます	【葬祭費の申請】 ・喪主の通帳 ・喪主が確認できるもの(葬儀案内等喪主のフルネームが記載されているもの) 【医療給付費の受領申立】 ・相続人代表者の通帳
			後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	①葬祭費の申請 ②医療給付費の受領申立 ③『後期高齢者医療資格確認書』『特定疾病受領証』等の返還 ●出張所で手続きできます	
	福祉課 72-8141	年金	年金に加入していたまたは年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	・国民年金→福祉課 ・厚生年金→年金事務所 ・共済年金→共済組合	各相談先へお問い合わせください。
		生活保護	生活保護を受給していた	<input type="checkbox"/>	・火葬料の免除手続き ※福祉事務所から受給証明をもらう必要があります。	福祉事務所へお問い合わせください。
		介護	65歳以上の方または40~64歳で介護認定を受けていた方	<input type="checkbox"/>	・『介護保険被保険者証』『負担割合証』『負担限度額認定証』の返還 ・介護保険給付費の手続き(相続人のみ) ●出張所で手続きできます	・相続人の印鑑 ・相続人の通帳
		障がい	身体障害者・愛護・精神障害者保健福祉手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	・返還手続き ●出張所で手続きできます	・届出者の本人確認書類 ・各種手帳
			自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)を受給していた	<input type="checkbox"/>	・返還手続き	・届出者の本人確認書類 ・各種受給者証
重度心身障害者医療費助成を受給していた			<input type="checkbox"/>	・廃止手続き	・受給者証	
障がい福祉サービス、障がい児通所支援受給者証を持っている			<input type="checkbox"/>	・廃止手続き	・届出者の本人確認書類 ・受給者証	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・資格喪失手続き(未支払手当の請求)	お問い合わせください。		
1 階 分 庁 舎	健康保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	・国民健康保険資格喪失届(喪失手続き) ●出張所で手続きできます	・届出者の本人確認書類 ・資格情報のお知らせまたは資格確認書 ※保有している場合は以下もお持ちください。 ・限度額適用認定証 ・特定疾病受療証	
		税金	法人の代表をしていた	<input type="checkbox"/>	・法人変更届出	・変更後の登記事項証明書
		土地や家屋などの固定資産を所有していた	<input type="checkbox"/>	・相続人代表者指定届出 ・未登記家屋の所有者変更届出	お問い合わせください。	
	軽自動車	原動機付自転車等軽自動車を保有していた	<input type="checkbox"/>	・名義変更 ・廃車手続き	・届出者の本人確認書類 ・廃車の場合はナンバープレート	

→裏に続く

	担当課	種別	以下の内容に当てはまりますか？	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続きの内容	必要なもの
2 階分庁舎	こども支援課 72-8145	手当・医療費助成	児童手当、特別児童扶養手当、乳幼児等医療費助成、児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/>	お問い合わせください。	—
			ひとり親家庭等医療費助成を受給している	<input type="checkbox"/>	【世帯に対象児がない】 ・受給資格消滅手続き 【世帯に対象児がいる】 ・亡くなられた子の受給資格証の返還手続き ●出張所で手続きできます	・ひとり親家庭等医療費受給資格証
		こども園	こどもが認定こども園を利用している	<input type="checkbox"/>	【園児が亡くなられた】 ・退所手続き 【保護者が亡くなられた】 ・変更手続き	—
	学務課 72-8172	小中学校	こどもが村内の小中学校に在学している	<input type="checkbox"/>	【児童が亡くなられた】 ・手続きはありません。 【保護者が亡くなられた】 ※保護者がどなたになるか連絡をしてください。	—
3 階本庁舎	建設課 72-8131	住宅	【世帯主の方】 公営住宅等へ入居していた ※名義変更手続きは公営住宅入居者で、条件を満たしている方のみ可能です。	<input type="checkbox"/>	・返還手続き ・名義変更手続き ・連帯保証人変更手続き	・通帳の写し（敷金返金用） ・死亡を証明する書類 ・入居者全員の住民票（続柄記載あり） ・最新の所得証明書（中学校を卒業している入居者全員分） ・新しい連帯保証人の所得証明書、納税証明書、印鑑登録証明書
			【世帯主以外の方】 公営住宅等へ入居していた	<input type="checkbox"/>	・異動手続き	・死亡を証明する書類
	農業委員会 72-8134	年金	農業者年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	・死亡の届出	農協での手続きとなります。 農協：0175-75-2577
農地		・書面により農地の賃貸借をしていた ・亡くなられた方の農地を相続する	<input type="checkbox"/>	・相続の手続き	お問い合わせください。	
第二分庁舎	上下水道課 72-2700	水道	水道の所有者となっていた	<input type="checkbox"/>	・所有者変更手続き ・使用者変更手続き ●出張所で手続きできます	・給水装置所有者変更届 ・給水装置使用者変更届



六ヶ所村役場 ☎ 0175-72-2111（代表）

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地

<http://www.rokkasho.jp>

月曜日～金曜日 8：15～17：00（祝日、年末年始を除く。）

● 出張所のご案内 ●

泊出張所 ☎0175-77-2004 〒039-4301 六ヶ所村大字泊字川原159番地17

平沼出張所 ☎0175-75-2111 〒039-3214 六ヶ所村大字平沼字二階坂26番地1

千歳平出張所 ☎0175-74-2074 〒039-3215 六ヶ所村大字倉内字笹崎289番地5